

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）（抄）

（政策評価の在り方）

第 3 条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果（当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

2 （略）

（基本計画）

第 6 条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあっては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 政策評価の実施に関する方針
- 三 政策評価の観点に関する事項
- 四 政策効果の把握に関する事項
- 五 事前評価の実施に関する事項
- 六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項
- 七 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 八 政策評価の結果の政策への反映に関する事項
- 九 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項
- 十 政策評価の実施体制に関する事項
- 十一 その他政策評価の実施に関し必要な事項

3 行政機関の長は、前項第六号の政策としては、当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めるものとする。

4 行政機関の長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

5 （略）

(事後評価の実施計画)

第7条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

二・三 (略)

3 行政機関の長は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

(事後評価の実施)

第8条 行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。

(評価書の作成等)

第10条 行政機関の長は、政策評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

一 政策評価の対象とした政策

二 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期

三 政策評価の観点

四 政策効果の把握の手法及びその結果

五 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

六 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

七 政策評価の結果

2 行政機関の長は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならない。

(政策への反映状況の通知及び公表)

第11条 行政機関の長は、少なくとも毎年一回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。